

## 第 1 2 章 事後調査の計画



## 第 12 章 事後調査の計画

### 12.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

#### (1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は表 12.1-1 に示すとおりである。

表 12.1-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因 の区分	影響要因	事後調査項目 選定結果
大気質	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	×
騒音・ 低周波音	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	×
振 動	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	×
悪 臭	存在・供用	施設の稼働	○
水 質	存在・供用	施設の稼働	×
土 壤	工 事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
動 物	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の存在	×
		施設の稼働	×
廃棄物運搬車両等の走行	×		
植 物	工 事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の存在	×
		施設の稼働	×
生態系	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の存在	×
		施設の稼働	×
廃棄物運搬車両等の走行	×		
景 観	存在・供用	施設の存在	○
自然とのふれあいの場	工 事	建設機械の稼働	×
		造成等の工事	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の存在	×
		施設の稼働	×
廃棄物運搬車両等の走行	×		
電波障害	存在・供用	施設の存在	×
廃棄物等	工 事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	×

注) ○：事後調査項目として選定する項目

×：事後調査項目から除外する項目

(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由については、表 12.1-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 12.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
大気質	工 事	建設機械の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素粉じんの濃度は、最大着地濃度出現地点において環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	<p>予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素の濃度は、予測地点の道路端において環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
	存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	<p>予測の精度が確保されているとともに、廃棄物運搬車両等の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素の濃度は、予測地点の道路端において環境基準を満足するものと予測されることから、影響は軽微であると考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
騒音・低周波音	工 事	建設機械の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、予測地点において運営協定に基づく騒音の自主規制値以下になると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	<p>予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、予測地点の道路端において最大 0.3dB と予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
	存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	<p>予測の精度が確保されているとともに、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音レベルの増加分は、予測地点の道路端において最大 0.1dB と予測されることから、影響は軽微であると考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>

表 12.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
振 動	工 事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う振動レベルは、予測地点において振動規制法に基づく規制基準を下回ると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、道路沿道の道路端において最大 0.9dB と予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、影響は軽微であると考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	予測の精度が確保されているとともに、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動レベルの増加分は、道路沿道の道路端において最大 0.2dB と予測されることから、影響は軽微であると考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
水 質	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う BOD 及び SS は、予測地点である荒川において環境基準を満足するものと予測されることから、影響は軽微であると考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
土 壌	工 事	造成等の工事	計画地の土地利用の履歴から土地由来の土壤汚染はないと考えられること、計画地内の現地調査結果はすべての項目で環境基準を満たしていることや、建替工事や増設工事を行う範囲や既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形質の変更を行う前に、「土壤汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき調査を実施し、「土壤汚染対策法」に基づく指定基準、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壤の汚染に係る環境基準を超えていると認められた場合は、造成等の工事に際し、土壤汚染が拡散することのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じることから、影響は軽微であると考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	予測の精度は確保されているとともに、施設の稼働に伴い構造物からの漏出や灰等の飛散はないことから、計画地周辺に環境基準を超える土壤汚染を引き起こすことはなく、また、施設の稼働（排出ガスの拡散）に伴うダイオキシン類及び水銀の予測結果は環境基準値や指針値を下回ると予測することから、影響は軽微であると考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
動 物	工 事	建設機械の稼働	本事業は、保全すべき動物種の生息地の改変を行うものではないことから、生息環境の消失や質的变化等の影響（直接的影響）は生じないものと考えられる。また、水質の変化及び光環境の変化（間接的影響）についても、環境保全のための措置を講じることによって生息環境は保全されることが考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
存在・供用	施設の存在	したがって、事後調査項目から除外する。	
	施設の稼働		
	廃棄物運搬車両等の走行		

表 12.1-2(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
植 物	工 事	建設機械の稼働	<p>本事業は、保全すべき植物種及び群落の生育地の改変を行うものではないことから、生育環境の消失や質的变化等の影響（直接的影響）は生じないものとする。また、水質の変化及び光環境の変化（間接的影響）についても、環境保全のための措置を講じることで生育環境は保全されると考える。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	施設の存在	
		施設の稼働	
廃棄物運搬車両等の走行			
生態系	工 事	建設機械の稼働	<p>本事業は、保全すべき動物種の生息地、保全すべき植物種及び植物群落の生育地、動物・植物の生息・生育基盤となる樹林環境等の改変を行うものではないことから、生息・生育環境の消失や質的变化等の影響（直接的影響）は生じないものとする。また、水質の変化及び光環境の変化（間接的影響）についても、環境保全のための措置を講じることで生息・生育環境は保全されると考える。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	施設の存在	
		施設の稼働	
廃棄物運搬車両等の走行			
自然とのふれあいの場	工 事	建設機械の稼働	<p>大気質、騒音、振動の予測の精度は確保されているとともに、工事の実施による大気質、騒音、振動の影響は計画地近傍に留まり、三ヶ山緑地公園（計画地北東側約900m）及び埼玉県立小川げんきプラザ（計画地南東側約3,600m）での大気質、騒音、振動の変化はほぼないと予測する。また、自然とのふれあいの場は、改変等の直接的な影響はないことから、影響は軽微であるとする。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		造成等の工事	
		資材運搬等の車両の走行	
	存在・供用	施設の存在	
		施設の稼働	
大気質、騒音、低周波音、振動、悪臭、景観の予測の精度は確保されているとともに、施設の稼働による騒音、低周波音、振動の影響は計画地近傍に留まり、三ヶ山緑地公園（計画地北東側約900m）及び埼玉県立小川げんきプラザ（計画地南東側約3,600m）での騒音、低周波音、振動の変化はほぼないと予測し、最大着地濃度出現地点の濃度等は現況を著しく悪化させるものでないと予測する。三ヶ山緑地公園及び埼玉県立小川げんきプラザからの眺望については、現況と同様に彩の国資源循環工場の一つとして認識され、眺望景観の変化は小さいと予測する（知事意見に基づき今後の詳細設計において検討する計画施設の彩度と明度の詳細については、景観の事後調査で確認する）。さらに、自然とのふれあいの場は、改変等の直接的な影響はないことから、影響は軽微であるとする。 <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>			

表 12.1-2(4) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
自然とのふれあいの場	存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	予測の精度は確保されているとともに、施設の稼働中の将来交通量（断面合計）の増加割合は0.2～0.8%と少ないことから、影響は軽微であると考えます。 したがって、事後調査項目から除外する。
電波障害	存在・供用	施設が存在	予測の精度は確保されているとともに、本事業に起因する障害が発生した場合は、受信状況に応じて適切な対策を実施するといった対策を講じることから、影響は軽微であると考えます。 したがって、事後調査項目から除外する。
廃棄物等	工事	造成等の工事	予測の精度は確保されているとともに、既存施設の解体に伴う廃棄物の再資源化・縮減率、伐採樹木の再資源化・縮減率、計画施設の建設に伴う廃棄物の再資源化・縮減率、建設残土の有効利用率は、「建設リサイクル推進計画 2020」に達成基準値が示されている品目の再資源化・縮減率、有効利用率の達成基準値を満足することから、影響は軽微であると考えます。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働に伴い発生する廃棄物の種類としては、排ガス処理設備にて捕集される飛灰があるが、飛灰は再資源化できないことから、適正に最終処分場で処分する計画であることに加え、飛灰の資源化技術の動向等を考慮しながら、さらなる最終処分量の低減を検討していく。 また、本施設では、産業廃棄物及び一般廃棄物を燃料・原材料として受け入れており、廃棄物を燃料とした発電事業を行うとともに、廃棄物の焼却により生じる主灰（焼却残さ）についてはスラグ・メタル化することで全量再資源化する計画であることから、影響は軽微であると考えます。 したがって、事後調査項目から除外する。
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	予測の精度は確保されているとともに、本事業の実施にあたっては、低炭素型建設機械の使用に努める、建設機械のアイドルストップを周知・徹底するといった環境保全のための措置を講じることから、影響は軽微であると考えます。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度は確保されているとともに、本事業の実施にあたっては、資材運搬等の車両は低炭素型車両の使用に努める、資材運搬等の車両のアイドルストップを周知・徹底するといった環境保全のための措置を講じることから、影響は軽微であると考えます。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	予測の精度は確保されているとともに、本事業の実施にあたっては、廃棄物運搬車両等のアイドルストップを周知・徹底するといった環境保全のための措置を講じることから、影響は軽微であると考えます。 したがって、事後調査項目から除外する。



## 12.2 事後調査の方法等

### (1) 大気質

本事業の供用時における施設の稼働に伴う大気質の影響を把握するために、大気質の状況等について事後調査を行う。

#### 1) 施設の稼働に伴う大気質への影響

##### ① 調査内容

##### (ア) 大気質の状況

施設の稼働に伴う影響が比較的大きいと予測される二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類、水銀、塩化水素、その他有害物質（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）の状況を調査する。

##### (イ) 気象の状況

風向・風速、気温、湿度の状況を調査する。

##### (ウ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

- ・施設・排出ガスの条件
- ・排出源の位置

##### (エ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第10章 環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

##### ② 調査方法

##### (ア) 大気質の状況

現地調査により、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類、水銀、塩化水素、その他有害物質（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）を調査する。

調査方法は、表 12.2-1 に示すとおりである。

##### (イ) 気象の状況

現地調査により、風向・風速、気温、湿度を測定する。

調査方法は、表 12.2-1 に示すとおりである。

表 12.2-1 調査方法（大気質、気象の状況）

調査内容		調査方法
大気質 の状況	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める測定方法
	二酸化硫黄	「大気の汚染に係る環境基準値について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法
	浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）に定める測定方法
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める測定方法
	浮遊粉じん	JIS Z 8813「ロウポリウムエアサンプラ」に定める測定方法
	水銀	「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（平成 31 年 3 月、環境省水・大気環境局 大気環境課）に定める測定方法
	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」（昭和 63 年環境庁大気保全局）に定める測定方法
	その他有害物質 （カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）	「大気汚染防止法施行規則第 15 条」等に定める測定方法
気象 の状況	風向・風速、気温、湿度	「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）等に定める測定方法。

(ウ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

(エ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

③ 調査地域・地点

大気質及び気象の状況の調査地点は、計画地周辺の住宅地付近の 4 地点とする（図 12.2-1 参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

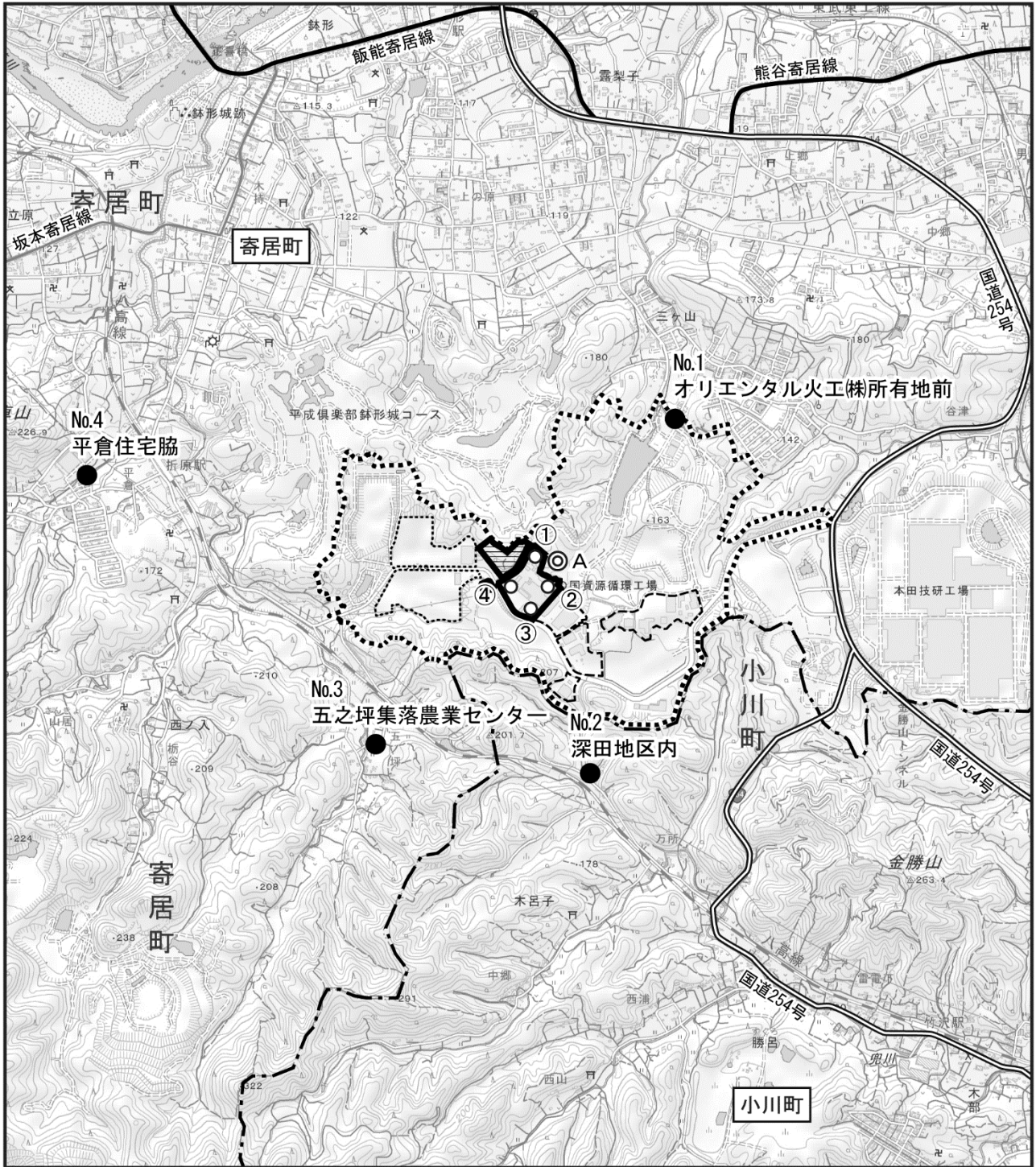
④ 調査期間・頻度

大気質及び気象の状況の調査期間・頻度は表 12.2-2 に示すとおり、施設の稼働が定常状態となる時期に、4 季各 1 回、各季 7 日間調査を実施する。なお、その他有害物質（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）は 2 季各 1 回（夏季、冬季）、各季 24 時間調査を実施する。

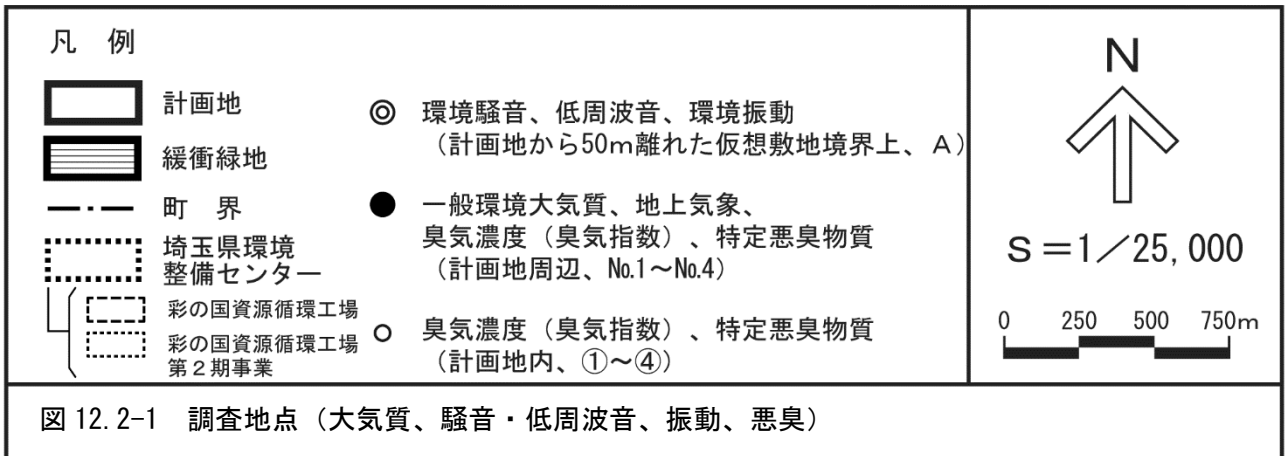
対象事業の実施状況の調査は大気質及び気象状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 12.2-2 調査期間・頻度（大気質、気象の状況）

調査内容		調査地点	調査期間・頻度
大気質 の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化窒素</li> <li>・二酸化硫黄</li> <li>・浮遊粒子状物質</li> <li>・微小粒子状物質</li> <li>・ダイオキシン類</li> <li>・浮遊粉じん</li> <li>・水銀</li> <li>・塩化水素</li> </ul>	No.1 オリエンタル火工(株) 所有地前 No.2 深田地区内 No.3 五之坪集落農業センター No.4 平倉住宅脇 (図12.2-1参照)	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期 調査頻度：4季各1回、 各季7日間
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他有害物質（カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物）</li> </ul>		調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期 調査頻度：2季各1回 （夏季、冬季）、 各季24時間
気象 の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風向・風速</li> <li>・気温、湿度</li> </ul>		大気質の状況と同期間・頻度で実施



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。



## (2) 騒音・低周波音

本事業の供用時における施設の稼働に伴う騒音・低周波音の影響を把握するために、騒音・低周波音の状況等について事後調査を行う。

### 1) 施設の稼働に伴う騒音・低周波音の影響

#### ① 調査内容

##### (ア) 騒音・低周波音の状況

環境騒音及び低周波音の状況を調査する。

##### (イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

- ・音源の条件
- ・音源の位置
- ・建物外壁面の条件

##### (ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第10章 環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

#### ② 調査方法

##### (ア) 騒音・低周波音の状況

現地調査により、環境騒音及び低周波音を調査する。

調査方法は、表 12.2-3 に示すとおりである。

表 12.2-3 調査方法（騒音・低周波音の状況）

調査内容		調査方法
騒音・ 低周波音 の状況	環境騒音	「騒音規制法」（昭和43年、法律第98号）に定める測定方法に基づき、 $L_{A5}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{A95}$ ）を測定する。
	低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年、環境庁）に定める測定方法に基づき、1/3オクターブバンド音圧レベル、G特性音圧レベルを測定する。

##### (イ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

##### (ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

### ③ 調査地域・地点

騒音・低周波音の状況の調査地点は、計画地から 50m離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする（図 12.2-1 参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

### ④ 調査期間・頻度

騒音・低周波音の状況の調査期間・頻度は表 12.2-4 に示すとおり、施設の稼働が定常状態となる時期に、1 回、平日 24 時間調査を実施する。

対象事業の実施状況の調査は騒音・低周波音の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 12.2-4 調査期間・頻度（騒音・低周波音の状況）

調査内容		調査地点	調査期間・頻度
騒音・ 低周波音 の状況	・環境騒音 ・低周波音	A 計画地から50m離れた仮想 敷地境界上 (図12.2-1参照)	調査期間：施設の稼働が定常状 態となる時期 調査頻度：1回、平日24時間

### (3) 振 動

本事業の供用時における施設の稼働に伴う振動の影響を把握するために、振動の状況等について事後調査を行う。

#### 1) 施設の稼働に伴う振動の影響

##### ① 調査内容

##### (ア) 振動の状況

環境振動の状況を調査する。

##### (イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

- ・振動源の条件
- ・振動源の位置
- ・バックグラウンド振動

##### (ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第10章 環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

##### ② 調査方法

##### (ア) 振動の状況

現地調査により、環境振動を調査する。

調査方法は、表 12.2-5 に示すとおりである。

表 12.2-5 調査方法（振動の状況）

調査内容		調査方法
振動の状況	環境振動	「振動規制法施行規則」（昭和51年11月、総理府令第58号）及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」に定める測定方法に基づき、 $L_{10}$ 、 $L_{50}$ 、 $L_{90}$ を測定する。

##### (イ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

##### (ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

### ③ 調査地域・地点

振動の状況の調査地点は、計画地から 50m離れた仮想敷地境界上の 1 地点とする（図 12.2-1 参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

### ④ 調査期間・頻度

振動の状況の調査期間・頻度は表 12.2-6 に示すとおり、施設の稼働が定常状態となる時期に、1 回、平日 24 時間調査を実施する。

対象事業の実施状況の調査は振動の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 12.2-6 調査期間・頻度（振動の状況）

調査内容		調査地点	調査期間・頻度
振動の状況	・環境振動	A 計画地から50m離れた仮想敷地境界上 (図12.2-1参照)	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期 調査頻度：1回、平日24時間



#### (4) 悪臭

本事業の供用時における施設の稼働に伴う悪臭の影響を把握するために、悪臭の状況等について事後調査を行う。

##### 1) 施設の稼働に伴う悪臭への影響

###### ① 調査内容

###### (ア) 悪臭の状況

臭気濃度（臭気指数）及び特定悪臭物質を調査する。

###### (イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

- ・施設・排出ガスの条件
- ・排出源の位置

###### (ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第10章 環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

###### ② 調査方法

###### (ア) 悪臭の状況

現地調査により、臭気濃度（臭気指数）及び特定悪臭物質を調査する。

調査方法は、表 12.2-7 に示すとおりである。

表 12.2-7 調査方法（悪臭の状況）

調査内容		調査方法
悪臭の状況	臭気濃度（臭気指数）	臭気濃度（臭気指数）は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年9月、環境庁告示第63号）に定める測定方法に基づき測定する。 採取時の風向・風速は簡易風向風速計を、気温、湿度は簡易温度湿度計を用いて測定する。
	特定悪臭物質	「特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第9号）」に定める測定方法に基づき測定する。 採取時の風向・風速は簡易風向風速計を、気温、湿度は簡易温度湿度計を用いて測定する。

###### (イ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

###### (ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

### ③ 調査地域・地点

悪臭の状況の調査地点は、計画地周辺の住宅地付近の4地点とする（図12.2-1参照）。  
対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

### ④ 調査期間・頻度

悪臭の状況の調査期間・頻度は表12.2-8に示すとおり、施設の稼働が定常状態となる時期に、2季各1回（夏季・冬季）調査を実施する。

対象事業の実施状況の調査は悪臭の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 12.2-8 調査期間・頻度（悪臭の状況）

調査内容		調査地点	調査期間・頻度
悪臭の状況	・臭気濃度（臭気指数） ・特定悪臭物質	No.1 オリエンタル火工(株) 所有地前 No.2 深田地区内 No.3 五之坪集落農業センター No.4 平倉住宅脇 (図12.2-1参照)	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期 調査頻度：2季各1回 (夏季・冬季)

## (5) 景 観

本事業の供用時における施設の存在に伴う景観の影響を把握するために、景観の状況等について事後調査を行う。

### 1) 施設の存在に伴う景観への影響

#### ① 調査内容

##### (ア) 景観の状況

主要な眺望地点からの眺望景観の状況を調査する。

##### (イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

- ・施設計画（施設配置図、立面図等）

##### (ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第10章 環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

#### ② 調査方法

##### (ア) 景観の状況

現地調査（写真撮影）により、主要な眺望地点からの眺望景観を調査する。

##### (イ) 対象事業の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

##### (ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

現地確認及び関連資料の整理により調査する。

### ③ 調査地域・地点

景観の状況の調査地点は、来訪者や地域住民が利用する主要な眺望地点のうち、眺望地点の重要度や眺望の特性を踏まえ計画地周辺の4地点とする（図12.2-2参照）。

対象事業、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とする。

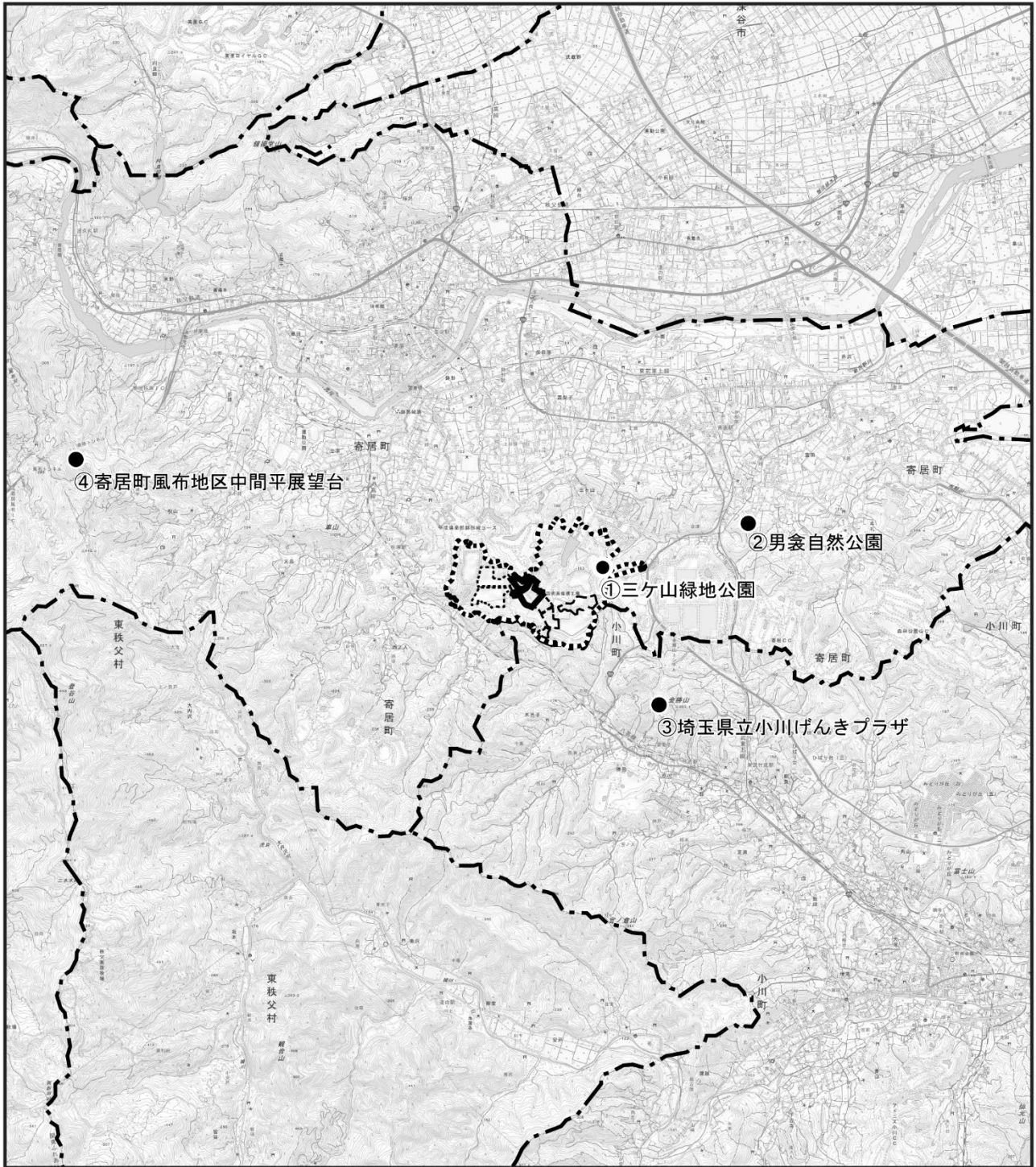
### ④ 調査期間・頻度

景観の状況の調査期間・頻度は表12.2-9に示すとおり、施設の完成後（計画施設増設工事の完了後）に、1回（冬季）調査を実施する。

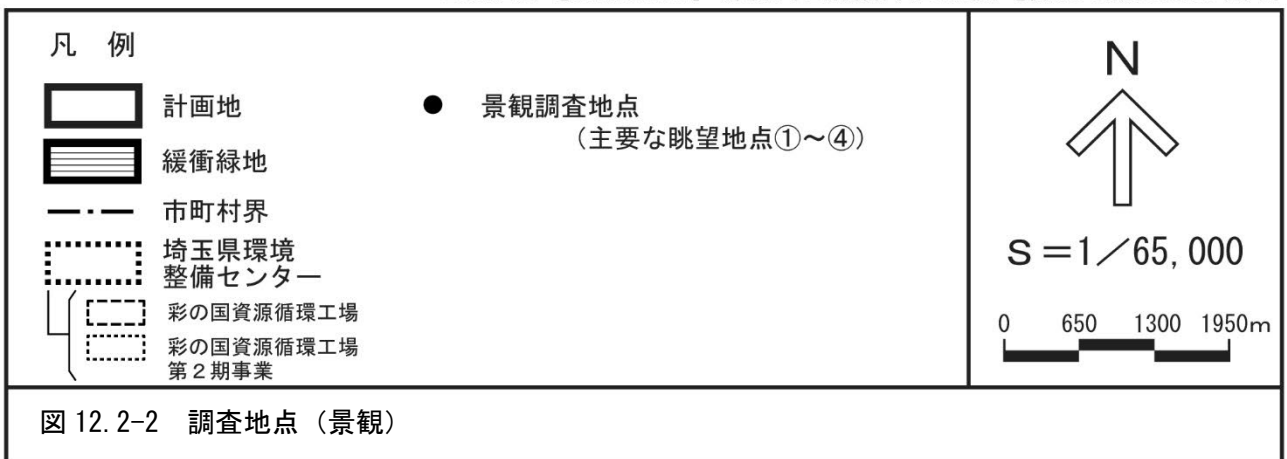
対象事業の実施状況の調査及び環境の保全のための措置の実施状況の調査は、景観の状況の調査と同時に実施する。

表 12.2-9 調査期間・頻度（景観の状況）

調査内容		調査地点	調査期間・頻度
景観 の状況	・ 主要な眺望景観	地点① 三ヶ山緑地公園 地点② 男衾自然公園 地点③ 埼玉県立 小川げんきプラザ 地点④ 寄居町風布地区 中間平展望台 (図12.2-2参照)	調査期間：施設の完成後 (計画施設増設工 事の完了後) 調査頻度：1回（冬季）



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。



## (6) 温室効果ガス等

本事業の供用時における施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響を把握するために、温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況等について事後調査を行う。

### 1) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等への影響

#### ① 調査内容

##### (ア) 温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況

温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況を調査する。

##### (イ) 対象事業の実施状況

予測条件とした、以下の項目を調査する。

- ・ 廃棄物の焼却量（一般廃棄物、産業廃棄物の種類毎）
- ・ 電力消費量（購入電力量）
- ・ 燃料の燃焼等量（都市ガス等の種類毎）
- ・ 廃棄物発電施設での発電量

##### (ウ) 環境の保全のための措置の実施状況

「第10章 環境の保全のための措置」に記載した環境の保全のための措置の実施状況を調査する。

#### ② 調査方法

温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況、対象事業の実施状況及び環境の保全のための措置の実施状況は、関係資料の整理により調査する。

#### ③ 調査地域・地点

温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況、対象事業の実施状況及び環境の保全のための措置の実施状況の調査地域・地点は、計画地内とする。

#### ④ 調査期間・頻度

温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況の調査は表 12.2-10 に示すとおり、施設の稼働が定常状態となる時期の1年間を対象とし調査を実施する。

対象事業の実施状況の調査は温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況の調査と同時に実施し、環境の保全のための措置の実施状況の調査は竣工後適宜実施する。

表 12.2-10 調査期間・頻度（温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況）

調査内容	調査地点	調査期間・頻度
温室効果ガスの排出量及び排出削減の状況	計画地内	調査期間：施設の稼働が定常状態となる時期の1年間 調査頻度：適宜

### 12.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査等を行う。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、改善のための措置等を行う。

### 12.4 事後調査の実施体制

#### (1) 事後調査書の提出時期

事後調査書は、施設の供用後に実施する調査完了後の適切な時期に提出することとする（表 12.4-1 参照）。

#### (2) 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者であるオリックス資源循環株式会社が実施する。



表 12.4-1 事後調査の提出時期

